

令和7年2月28日
富田林市

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」の 運用に係る特例措置の実施について（お知らせ）

平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨や「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和7年2月17日付け国不入企第49号国土交通省不動産・建設経済局長通知）による国からの要請の趣旨を踏まえ、下記のとおり特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

記

1. 特例措置の内容

対象工事の受注者は、令和6年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）等に基づく契約に変更（請負代金額の変更）するための協議を請求することができます。

2. 対象工事

令和7年3月1日以降に契約を締結する工事請負契約のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額＝新労務単価による積算に係る設計金額×当初契約時点の落札率

4. 手続き

対象工事の受注者には、工事担当課から個別にお知らせします。

なお、対象工事の受注者から富田林市への協議の請求期限は、原則次のとおりとします。

工事担当課からの通知日から起算して14日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5. その他

請負代金額が変更された場合は、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和7年2月17日付け国不入企第49号国土交通省不動産・建設経済局長通知）の趣旨に則って、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。

以上